

島根県PTA連合会 小・中学生総合保障制度

この補償概要は、主な場合を記載しておりますので、具体的な内容につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、プランによってセットされている補償が異なり、補償できない補償項目がありますのでご注意ください。

■こども総合保険の補償概要

補償	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
●傷害補償 (国内外補償) ・細菌性食中毒補償 セット	○死亡保険金…被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、ご加入の死亡保険金額の全額をお支払いします。 ※同一保険年度に生じた事故によるケガに対してすでに後遺障害保険金をお支払いしている場合には、その金額を死亡保険金額から差し引いてお支払いします。 ○後遺障害保険金…被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じてご加入の後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※お支払いする保険金は、同一保険年度ごとに合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ○後遺障害追加支払保険金…後遺障害保険金をお支払いした場合で、ケガをした日からその日を含めて180日を経過し、かつ被保険者が生存されている場合、後遺障害保険金としてお支払いした額にご加入の追加支払倍数を乗じた額をお支払いします。 ※セットされている場合は、追加支払倍数を乗じた保険金額を後遺障害追加支払保険金額として表示しています。表示がない場合は、お支払いの対象外となります。 ○入院保険金…被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。)をされ、医師による治療のため入院された場合、入院日数1日につきご加入の入院保険金日額をお支払いします。ただし事故の日からその日を含めて180日以内の入院が対象となります。 ○手術保険金…被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために手術(補償の対象にならない手術もあります。)を受けた場合、ご加入の入院保険金日額に所定の倍率(入院中に受けた手術:10倍・入院を伴わない手術:5倍)を乗じた額をお支払いします。ただし1事故について1回の手術に限り、2以上の手術を受けた場合はそのうち高い方の倍率を乗じた額をお支払いします。 ○通院保険金…被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。)をされ、医師による治療のため通院(往診を含みます。)された場合、通院日数1日につきご加入の通院保険金日額をお支払いします。ただし事故の日からその日を含めて180日以内に通院した日数のうち90日を限度とします。被保険者が通院しない場合でも、骨折・脱臼・じん帯損傷などのケガを被った長管骨・脊柱などの所定の部位を固定するために、医師の指示により、ギブス・ギブスシーネなどの固定具を常時装着したときは、装着した日数について通院したものとみなします。(ただし、手指や足指の骨折で「指」のみを固定するために、ギブス・ギブスシーネなどの固定具を常時装着した場合は除きます。)	次の①~⑩⑬の事由によって生じたケガまたは⑭の場合 ①保険契約者、被保険者、被保険者の親権者もしくは後見人または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③被保険者の自動車、バイク、原動機付自転車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故 ④被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産、流産 ⑥被保険者に対する外科手術等の医療処置(保険金をお支払いするケガの治療を除きます。) ⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、暴動等 ⑨核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性、これらの特性による事故 ⑩放射線照射、放射能汚染 ⑪被保険者のむちうち症、腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの ⑫被保険者が危険な運動中に生じた事故 ⑬被保険者が道路以外の場所での自動車、バイク、原動機付自転車等による競技・競争・興行中(練習中を含みます。)に生じた事故 ※地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は⑦を除きます。 …など
●熱中症危険補償 (国内外補償)	被保険者が急激かつ外来による日射または熱射が原因で身体に障害を被った場合、死亡保険金、後遺障害保険金、後遺障害追加支払保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金のうち、ご加入のプランにセットされている保険金をお支払いします。	「傷害補償」の「保険金をお支払いできない主な場合」の①~⑩と同じ …など
●傷害医療費用補償 (国内外補償) ・細菌性食中毒補償 セット	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。)をされ医師の治療を受けた場合に、事故の日からその日を含めて365日以内に実際に負担された次の費用をお支払いします。ただし1回の事故につきご加入の傷害医療費用保険金額を限度とし、公的医療保険制度や労働者災害補償制度から給付を受けられる金額や、第三者から損害賠償を受けた金額などを差し引いた額をお支払いします。 ①治療のために病院・診療所に支払った費用(公的医療保険制度における一部負担金、医師の指示に基づく差額ベッド代等) ②入院、転院、退院のための被保険者の移送費・交通費 ③医師の指示により行った治療に関わる費用、医師の指示により購入した薬剤・治療材料・医療器具の費用等	「傷害補償」の「保険金をお支払いできない主な場合」の①~⑩と同じ ※地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は⑦を除きます。 …など
●被害事故補償 (国内外補償)	被保険者が犯罪行為(人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為で、警察署に届け出た場合)またはひき逃げ事故により、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または後遺障害(別途定める第1級~第4級)が生じた場合、次の損害額を約款に定める算定基準によって算出してお支払いします。ただし1回の事故につきご加入の被害事故補償保険金額を限度とし、賠償義務者からの損害賠償金や他の給付金(犯罪被害者給付金)等は損害額から差し引きます。 ・死亡の場合、葬儀費・逸失利益・精神的損害・臨時費用・その他の損害 ・後遺障害の場合、逸失利益・精神的損害・将来の介護料・臨時費用・その他の損害 ※臨時費用は1回の被害事故につき、死亡10万円、後遺障害2万円を限度とします。	次の事由によって生じた損害 ①被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③戦争、暴動等 ④核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性、これらの特性による事故 ⑤被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または極めて重大な過失 ⑥被保険者または保険金を受け取るべき者による被害事故を教唆または補助する行為、および容認する行為、過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等被害事故を誘発する行為、被害事故に関連する著しく不正な行為 ⑦被保険者、被保険者の配偶者、被保険者または配偶者と生計を共にする同居の親族もしくは別居の未婚の子が被害事故を発生させた場合 …など
●育英費用補償 (国内外補償) …次頁へつづく	扶養者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害の状態となり被保険者が扶養されなくなる場合に、ご加入の育英費用保険金額の全額を被保険者にお支払いします。 ※同一の補償を提供する他の保険契約等がある場合、そのうち最も高額となる支払責任額を超えて、保険金を受け取られることはありません。	次の①②の事由によって生じたケガまたは③の場合 ①保険契約者、被保険者、扶養者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失